

国連の農民の権利宣言と国連の家族農業の10年

—農民運動全国連合会会長・笹渡義夫—

◇国際農政は家族農業にかじを切った

国連は長年にわたって、途上国・先進国を問わず近代化・大規模化による「緑の革命」を推進すれば、飢餓や貧困を解消して豊かになるという立場をとってきた。これは、多国籍企業の利益を最大化する世界銀行、国際通貨基金（IMF）、世界貿易機関（WTO）などの狙いに沿ったものだった。

しかし、こうした路線が引き起こしたのは飢餓や貧困の拡大、農薬や化学肥料による環境汚染、地下水の大量くみ上げによる水位の低下や塩害、化石燃料への依存と気候変動、脅かされる食の安全など、農業と社会の持続可能性を揺るがすものだった。

こうした中で国連総会は2018年12月、「小農と農村で働く人びとに関する権利宣言」（農民の権利宣言）を採択した。2000年代からの国際的農民組織で、農民運動全国連合会（農民連）も加盟するビア・カンパシーナをはじめ、多くの市民組織の運動が実ったものだ。

15年9月に国連本部で「持続可能な開発サミット」が開催され、150余の加盟国首脳が参加し、持続可能な開発目標（SDGs）を採択した。スローガンは、「だれ一人残さない」である。

そして国連総会は、17年12月にSDGsの目標達成に貢献するために、19年から28年までの10年間で国連「家族農業の10年」にすることを決議した。農民の権利宣言は、SDGsを真に達成するために、権利にまで高めて農民と農村に住む人々を守る画期的決議である。

このように世界は、今日の危機的事態を認識し、その解決のカギを握る小規模家族農業を評価し、政策的な支援を強化する方向へと大きくかじを切っている。

しかし日本では旧態依然とした「緑の革命」路線の優等生であるかのような農政が続けられ、その流れは安倍政権のもとで際立ってさえている。国際的に持続可能性を維持するキーワードとして家族農業が評価され、政策的に大きくかじが切られたもとで日本はこれにどう対応するのかが鋭く問われている。

◇「農民の権利宣言」の特徴

食料なしに人間は1日たりとも生きていくことはできない。食料供給を支えることは持続可能性の根幹にかかわる大問題である。農民の権利宣言は食料供給を支える農村生活者の特別の権利を認め、そうした人々が置かれている厳しい状況を改善するための法的枠組みであり、既存の人権条約を上回る食と農の諸権利を網羅している。

いくつかのポイントを紹介したい。農民の権利宣言は、第1条で権利を守る対象として、農民だけでなく、農村コミュニティ、漁民、林業や牧畜従事者、農業と食料生産にかかわる農村労働者が含まれるとしている。このように、農村住民を個人としてだけでなく、コミュニティとしても保護し、農村全体を守る見地に立っている。

「食料主権」と、その実現に欠かせない権利が盛り込まれていることも重要である。食料主権は、「自由貿易が世界の食料問題を解決する」というグローバル企業の論理に対抗し、ビア・カンパシーナが1996年に提唱した権利である。第15条で、安全かつ栄養豊かで、環境と文化に配慮した食料を持続的に得るため、各国



笹渡 義夫（ささわり よしお）

農民運動全国連合会（農民連）会長

は食料農業政策を決める際、生産に携わる人々の声を聞かなければならないとし、食料主権に欠かせない土地や種子、生物多様性に対する権利も盛り込まれている（第17条、19条、20条）。

第16条で、十分な所得と人間らしい暮らしの権利の中には、そのために必要な生産手段に対する権利、伝統的な農業を行う権利、地域を基盤にした商いを発展させる権利、アグロエコロジー・有機農業・産直の推進、貿易・投資を含めた国の政策が地域での暮らしを強化するものにする、自然災害や市場の失敗に際して、国が農民の回復力を強化するため適切な措置をとることなどが含まれている。

農民や農村で働く人々が自分たちにかかわる政策の決定や実施過程に参加することも義務付けている（第2条、10条）。農民不在で農村政策を決定してはならないという強い決意がみられる。

◇背を向ける日本政府

ところで、農民の権利宣言の採択に日本政府は棄権した。政府の説明によればその理由は①人権に対する他の条約が存在している中、新たに農民に特化した個別の権利を確立すべきかどうかについて国際社会で議論が収斂（しゅうれん）していない②農民と農村で働く人々の人権の保障には、既存のメカニズムの活用が効果的である一としている。また、農民の権利宣言は「法的拘束力を及ぼすものではない」と繰り返し強調している。一方、シリアなどの中東地域、アフリカなどでは権利侵害が存在するとし、これらの地域を支援しているといる。すなわち、農民の権利宣言は日本とは無縁の途上国の問題であるといわんばかりである。

果たして日本には関係ないのか。第16条には、貿易・投資政策を含め、農村政策が地域での暮らしを強化し、持続可能性にするものにしななければならない旨、規定している。しかし日本の現実、この間の農産物の輸入自由化で農民の多くが離農に追い込まれ、コミュニティーを維持できない農村集落が広がっている。

とりわけ2010年から18年でみれば、基幹的農業従事者は64.7万人、販売農家数は50.1万戸と、それぞれ31.5%、30.7%も減少している。輸入自由化に加えて、戸別所得補償制度の廃止など、家族経営を

販売農家・基幹的農業従事者・耕作面積の推移



紙智子参院議員事務所作成資料を加工

支援する諸制度を解体する一方、「農業を成長産業化」とし、8割の農地を集積して大規模・企業的経営が農業の大宗を担うとした農政の結果ではないのか。この期間のほとんどを安倍内閣が政権を担ってきた。これに11カ国による環太平洋連携協定（TPP11）、日欧経済連携協定（EPA）、日米貿易協定が加わった。農民の権利宣言に挑戦するような農政が推進されている。

農業の衰退は食料自給率を37%にまで低下させ、歯止めがかからない事態を作りだしている。国民は安全性や安定供給に疑問のある輸入食品に依存せざるを得なくなっている。この事態が第15条の食料主権とは相いれない

ことは明らかである。廃止された種子法、改正案が国会に提案されている種苗法は、農民の自家採取の種苗を保存・利用・交換・販売する権利を持つことを規定する第19条違反は明白である。国際社会が持続可能性に深い危機感をもち、これまでの経済活動を含む社会の在り方の見直しを求めている。

各国の取り組みも始まっている。インドネシアでは02年に制定した食料法で食料自給、食料、食料主権を3原則と定め、政府には農産物貿易を規制する責務があると規定した。フランスでは11年、農業の基本法にあたる「農業、食品、森林のための未来の法律」を制定し、農業経営の過度な拡大の抑制をはかり、家族経営モデルを重視することを打ち出している。エクアドルなどいくつかの国では憲法に食料主権を盛り込んでいる。日本でもこうした流れを作るための運動を大きく発展させなければならない。